官報

政令

輸出水産物検閲手数料令等を廃止する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十三年十一月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百三十一号

輸出水産物検閲手数料令等を廃止する政令

内閣は、輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）を実施するため、この政令を制定する。

左に掲げる勅令及び政令は、廃止する。

輸出水産物検閲手数料令（昭和十一年勅令第三百十九号）

貿易組合法、輸出絹織物取締法、輸出手織物取締法又は重要輸出品取締法による検閲の手数料に関する件（昭和十一年勅令第三百五十二号）

輸出絹織物及び輸出人造絹織物検査手数料令（昭和二十一年勅令第三百三十九号）

輸出手織物検査手数料令（昭和二十二年政令第百九十八号）

附　則

この政令は、昭和二十三年十一月九日から施行する。

農林大臣　周東英雄
商工大臣　大屋晋三
内閣総理大臣　吉田　茂

告示

◎商工省告示第百三十二号

電氣用品取締規則によって昭和二十三年十一月二日次のように電氣用品の製造を免許した。

昭和二十三年十一月八日

商工大臣　大屋晋三

主とする営業所の名称又は氏名	同上所在地	電氣用品の種別	免許証書番号
エース電機工業株式会社	東京都港区芝白金台町一の八三	点滅器	第一九三四号
電氣工場　藤間　栄蔵	東京都港区麻布東町三六	開閉器	第一九三五号
川島電機製作所　川島義太郎	東京都荒川区三河島七の八五二	開閉器	第一九三六号
有限会社滝口製作所　滝口喜助	東京都板橋区板橋町十の三〇九一	点滅器	第一九三八号
合資会社宮木工業所　木下政次	東京都中央区銀座七の四	電熱器	第一九三九号
株式会社菅原製作所	東京都港区芝金杉二の二七	接続器	第一九四一号
長野電機製作所　比田井　健	愛知縣春日井市大字和爾良五一〇二の二	開閉器	第一九四二号
朝日陶器株式会社		開閉器	第一九四三号

◎逓信省告示第四百十三号

医療無線電報及び医事通報を発受する病院及びその名あてについて（昭和十三年五月逓信省告示第千四百三十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十一月八日

逓信大臣　降旗　徳弥

病院の名称及びその名あてを次のように改める。

名称	電報名宛
日本赤十字社横浜病院（横浜市中区吉浜町一四）	和文 ヨコハマエキサイ
日本赤十字社名古屋病院（名古屋市中川区小碓町一六番割八五）	NKEB Yokohama
日本赤十字社神戸病院（神戸市生田区中山手通六の九一）	ナゴヤエキサイ
日本赤十字社門司病院（門司市清滝町一丁目七三〇の二）	NKEB Nagoya
日本赤十字社戸畑病院（戸畑市小沢見町一丁目一二の三）	コウベエキサイ
日本赤十字社長崎病院（長崎市樺島町四一の一）	NKEB Kōbe
日本赤十字社小樽病院（小樽市色内町八の二八）	モジエキサイ
日本赤十字社若松病院（若松市旭小路四一三）	NKEB Moji
日本赤十字社香住病院（兵庫縣城崎郡香住町一日市三三三の一川尻埋立地）	トバタエキサイ
	NKEB Tobata
	ナガサキエキサイ
	NKEB Nagasaki
	オタルエキサイ
	NKEB Otaru
	ワカマツエキサイ
	NKEB Wakamatsu
	ヘウゴカズミエキサイ
	NKEB, Hyōgo-kazumi

◎建設省告示第百六十二号

中村都市計画中村駅前土地区画整理を次のように決定する。

その関係図面は福島縣廳及び相馬郡中村町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十三年十一月八日

建設大臣　益谷　秀次

（次のよう「及び」図面」は省略）

◎建設省告示第百六十三号

福島都市計画火葬場及び同事業並びにその執行年度を次のように決定する。

その関係図面は福島縣廳及び同市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十三年十一月八日

建設大臣　益谷　秀次

（次のよう「及び」図面」は省略）

◎建設省告示第百六十四号

原町都市計画街路を次のように決定する。

その関係図面は福島縣廳及び相馬郡原町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十三年十一月八日

建設大臣　益谷　秀次

（次のよう「及び」図面」は省略）

◎建設省告示第百六十五号

昭和二十三年建設院告示第七十三号高萩都市計画土地区画整理を昭和二十三年八月二十七日都市計画事業として茨城縣多賀郡高萩町においてこれを施行し昭和二十五年度迄に完了すべきことを命じた。

昭和二十三年十一月八日

建設大臣　益谷　秀次

◎建設省告示第百六十六号

諫早都市計画街路追加及び同生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度を次のように決定する。

その関係図面は長崎縣廳及び諫早市役所に備えて置いて縦覧に供する。

昭和二十三年十一月八日

建設大臣　益谷　秀次

（次のよう「及び」図面」は省略）

◎建設省告示第百六十七号

都市計画法施行令第三條の規定により長崎縣知事を諫早生産再建整備都市計画街路事業の執行行政廳に指定する。

昭和二十三年十一月八日

建設大臣　益谷　秀次

◎建設省告示第百六十八号

佐伯都市計画田ノ浦土地区画整理を次のように決定する。

その関係図面は大分縣廳及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十三年十一月八日

建設大臣　益谷　秀次

正誤

昭和二十三年十月二十三日会計検査院規則第四号中「九一頁参考(5)中「所属換」は「所属替」の誤り。

昭和二十三年十月二十三日会計検査院規則第四号中「九一頁用途区分欄中「ヒ木苧（麻苧）」は「ヒ木苧（麻苧）」の、同参考(6)中「区分別会計」は「区分別合計」のいずれも誤植

敘任及辞令

◎昭和二十三年十月十六日

労働事務官　關　清

地方事務官に兼て任命する

◎昭和二十三年十月十八日

地方事務官　本庄　竹雄

二級に敘する

労働事務官に任命する

二級に敘する

同　横田　政次

◎昭和二十三年十月二十五日

二級に敘する

運輸事務官　近藤　銑二

◎昭和二十三年十一月二日

二級に敘する

勲三等　木原　均

長谷川万次郎

安田新三郎

（各通）

勲四等　朝倉　文夫

上村　津森

文化勲章を授ける

◎昭和二十三年十一月四日

商工事務官　小野秀之助

（各通）

淺田　源次　内田　貞雄

古賀穂次郎

総理廳事務官に任命する

二級に敘する

総理廳事務官　本東　満夫

同　益田　武夫

検察事務官　宮原　正吾

同　横尾日出男

地方事務官　松永　清藏

地方教官　矢部　一郎

警察管区本部警視　池田　一隆

静岡縣警視　青木　淺一

昭和二十三年三月三十日　第三種郵便物認可

本文

第6546号

（通各）

伊藤春夫　大谷良治　奥村司　清隆　川頭久留須　芳雄　藤原忠一　松本末吉　馬渡甚一　本山萬一　八谷守　山中隆文

経済調査官に任命する

二級に敍する　総理廳事務官　筑山長國　同　山田耕一　川崎信治　大藏事務官　錦島治身　同　高山堀田文也　諸留絵也　佐藤初義　峰松春一　鈴木英夫　牧野守　渡邊八郎　宗廣　松根巌　西岡正巳　吉岡寶　馬越不二夫　三男　岩木茂　渡邊文吉　恩地一郎　滿郎　五藤捷一郎　有藤俊郎　滝澤　戸津川龍三　金尾慶二郎　多田軍平　今城　梶原茂　浦上悟　鐵保　大藏技官　下岸伊作　同　同　同

第二二二一四号、同第二二二一五号
発行者　東京瓦斯株式会社取締役社長井坂孝
発行日　昭和八年四月二十日
以上各株式の最終株主　辻富之助
昭和二十一年(ハ)第四六一七号
兵庫縣加東郡福田村大門　辻富之助
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
目　錄
鐘淵紡績株式会社株式四百二十七株同株式四百二十四株
内　訳
一鐘淵紡績株式会社株式一株券七枚
株券額面　各金五十円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　甲目第五九二三号至第五九二二四号
一鐘淵紡績株式会社株式一十株券二枚
株券額面　各金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　乙自第二一七二九号至第三三七六一号
一鐘淵紡績株式会社株式五十株券八枚
株券額面　各金二千五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　丙自第一六三五四号至第一六三六一号
一鐘淵紡績株式会社新株式一株券四枚
株券額面　各金五十円也
記号番号　い自第五八一一六号至第五八一一九号
一鐘淵紡績株式会社新株式一十株券七枚
株券額面　各金五百円也
一株の拂込額　金二十五円也
記号番号　ろ自第三三七八五号至第三九一九六号、ろ第九一九四号至第九一九六号
一鐘淵紡績株式会社新株式五十株券七枚
株券額面　各金二千五百円也
一株の拂込額　金二十五円也
記号番号　は自第七七五三号至第七七五九号
以上各株券の発行者　鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
同発行日　昭和十九年二月一日
同最終株主　辻富之助
昭和二十一年(ハ)第四六二二号
横浜市中区開門町二丁目三八〇番地　池田
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
目　錄
佳友通信工業株式会社株式十株券三枚
但し　株券額面　金二十五円
一株の拂込額　金二十五円
記号番号　第三新丙自第一四一八号至第一四二〇号
発行者　佳友通信工業株式会社生産
責任者社長梶井剛
発行日　昭和十九年七月一日
最終株主　池田一
昭和二十一年(ハ)第四六二五号
文京区小石川関口町二百番地　山口哲次郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
目　錄
京成電氣軌道株式会社株式
但し(五十株券二枚、十株券四十枚)
一株券額面　五十株券二枚、十株券金二千五百円、
一株券金五百円　一株五十円拂込
一株の拂込額　五十株券第一新丙第一一九号、同第五五七七号、十株券第二新乙自第一五五号至第一五九号、第二新乙自第六一二三号至第六一三二号、亥新乙自第八四〇二号至第八四二六号
一発行者　京成電氣軌道株式会社取締役社長本多貞次郎
一発行日　第二新丙大正十二年七月二十日、第二新乙昭和十年三月二十日
一最終株主　山口哲次郎
昭和二十一年(ハ)第四八〇四号
兵庫縣加東郡福田村大門　辻富之助
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十二月二十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
目　錄
(別紙)
日本銀行記名出資証券十口券一枚
額面　ろ号金一千円也拂込済
一口の金額　金一百円也
記号番号　ろ号第六九五三号
発行日　昭和十七年八月一日
発行者　日本銀行
最終出資者　辻富之助
昭和二十二年(ハ)第一九二号
神戸市須磨区西垂水町二〇九五番地　中立人　岸本　茂
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
目　錄
松竹株式会社株式十株券二枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　ほ乙第八八二二号、第八八二三号
一発行者　松竹株式会社取締役社長大谷竹次郎、昭和十二年四月二十日
一発行日　昭和十二年四月二十日
一最終株主　岸本茂
(別紙)
目　錄
佳友通信工業株式会社株式五十株券二枚
但し
一株券額面　金二千五百円也
一株の拂込額　金十二円五十銭也
一記号番号　第三新丁第一七五八六号
発行者　佳友通信工業株式会社生産
責任者社長梶井剛
一発行日　昭和十九年七月一日
一最終株主　杉中道郎
一最終所持人　杉中一郎
昭和二十一年(ハ)第四八〇七号
愛知縣東春日井郡守山町大森　山田　円平
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
佳友通信工業株式会社株式
但し一株券二枚
一株券額面　各金二千五百円也
一株の拂込額　金十二円五十銭也
一記号番号　第三新丙第一八二一九九号、第三新丙第一八二九〇号
一発行者　佳友通信工業株式会社生産
一発行日　昭和十九年七月一日
一最終株主　山田円平
昭和二十一年(ハ)第三三四〇号
東京都澁谷区幡谷笹塚町千百四十番地　辻弥伊蔵家督相続人　敏夫
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年九月二十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
関東配電株式会社株券
一、一株の拂込金額　金五十円也
二、株券の種類枚数記号番号　五十株券一枚、甲は第一八三二六号
三、株券発行者　関東配電株式会社
四、同発行年月日　昭和十七年四月一日
五、最終株主名義人　辻弥伊蔵
六、最終所持人　辻敏夫
昭和二十一年(ハ)第一四四一号
八十九番地　中立人　石渡恭太郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年五月二十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
株券目錄
日本曹達株式会社発行株式十株券一通
記号番号　第五新呂一六五〇一号
額面　金五百円也
一株の金額　五十円也(金額拂込済)
一最終の株主名義人　石渡恭太郎
大日本航空株式会社発行株式十株券二通
一記号番号　乙二五九二八号、二五九二九号
一額面　金五百円也
一株の金額　五十円也(但し一株に付金二十五円也拂込)
一最終の株主名義人　石渡恭太郎
昭和二十二年(ハ)第七五号
廣島縣佐伯郡平良村大字上平良八百八十五番地　中立人　柴野　ウラ
一発行者　富樫合名会社
一発行日　昭和八年十月一日
一最終株主　富樫合名会社
昭和二十一年(ハ)第三三八九号
長崎縣原郡次郎　中立人　深井幸次郎
昭和八年六月十五日
西宮市五林字御代開一三六番地　中立人　富田　みき
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年二月十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
東京急行電鉄株式会社株式五十株券二枚
但し
一株券額面　金二千五百円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　旧丙自第〇〇三七四号至第〇〇三七五号
一発行日　昭和十六年十二月十五日
一最終株主　富田幸太郎親権者富田みき
昭和二十一年(ハ)第二〇五〇号
富山市西公文名町一一番地　大澤直次郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年九月七日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
日東化学工業株式会社十株券二枚
株券額面　五百円也
記号番号　ろ九五二九号、ろ九五三〇号
最終株主　植村恒廣
昭和二十一年(ハ)第四五三三号
大阪市西成区姫松通一丁目十三番地　中立人　浜田甚兵衛
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

昭和二十二年(ハ)第三三〇号
堺市長尾町一丁目十番地　中立人　高梨　恒則
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
佳友通信工業株式会社株式二十株
但し一株券二枚
一株の拂込額　金五百円也
記号番号　第三新内第一〇一二二号、同第一〇二三号
一発行者　佳友通信工業株式会社生産
責任者社長梶井剛
発行日　昭和九年七月一日
最終株主　高梨恒則
昭和二十二年(ハ)第一九六号
大阪市東住吉区北田辺町五七
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
鐘淵紡績株式会社株式十株券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　ろ第〇六三七六号
一発行者　鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
発行日　昭和十九年二月一日
一最終株主　勝田キクエ
鐘淵紡績株式会社株式一株券三枚
但し
一株券額面　金五十円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　甲自第四二一六五号至第四二一六七号
一発行者　勝田キクエ
鐘淵紡績株式会社株式十株券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　ろ第〇六三七六号
一発行者　鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
発行日　昭和十九年二月一日
一最終株主　高梨恒則
昭和二十二年(ハ)第一九六号
大阪市東住吉区北田辺町五七
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
鐘淵紡績株式会社株式十株券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　ろ第〇六三七六号
一発行者　鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
発行日　昭和十九年二月一日
一最終株主　勝田キクエ
鐘淵紡績株式会社株式一株券三枚
但し
一株券額面　金五十円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　甲自第四二一六五号至第四二一六七号
一発行者　勝田キクエ
鐘淵紡績株式会社株式十株券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　ろ第〇六三七六号
一発行者　鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
発行日　昭和十九年二月一日
一最終株主　勝田キクエ
(別紙)
目　錄
王子製紙株式会社株式二十株
但し十株券二枚
一株券額面　各金五百円也
記号番号　甲自第四二一六五号至第四二一六七号
一発行者　日本製紙株式会社
発行日　昭和九年六月十八日
一最終株主　岸本五兵衛
昭和二十二年(ハ)第五〇七号
東京都品川区大井元芝町八三五
中立人　深井幸次郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年二月三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
日本製鉄株式会社株式一株券八枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　ろ乙自第六七三八号至第六七四三号
一発行者　日本製鉄株式会社
発行日　昭和九年十月十八日
一最終株主　岸本五兵衛
昭和二十二年(ハ)第五〇七号
東京都品川区大井元芝町八三五
中立人　深井幸次郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年二月三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
日本製鉄株式会社株式一株券八枚
但し
一株券額面　金五十円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　甲一四六〇二号、乙二一九
一発行者　日本製鉄株式会社
発行日　昭和九年六月十八日
一最終株主　岸本五兵衛
昭和二十一年(ハ)第三三八九号
西宮市五林字御代開一三六番地　中立人　富田　みき
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年二月十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
東京急行電鉄株式会社株式五十株券二枚
但し
一株券額面　金二千五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　旧丙自第〇〇三七四号至第〇〇三七五号
一発行日　昭和十六年十二月十五日
一最終株主　富田幸太郎親権者富田みき
昭和二十一年(ハ)第二〇五〇号
富山市西公文名町一一番地　大澤直次郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年九月七日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
日東化学工業株式会社十株券二枚
株券額面　五百円也
記号番号　ろ九五二九号、ろ九五三〇号
最終株主　植村恒廣
昭和二十一年(ハ)第四五三三号
大阪市西成区姫松通一丁目十三番地　中立人　浜田甚兵衛
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
日本銀行記名出資証券十口券一枚
額面　ろ号金一千円也拂込済
一口の金額　金一百円也
記号番号　ろ号第六九五三号
発行日　昭和十七年八月一日
発行者　日本銀行
最終出資者　辻富之助
昭和二十二年(ハ)第一九二号
神戸市須磨区西垂水町二〇九五番地　中立人　岸本　茂
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
松竹株式会社株式十株券二枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　ほ乙第八八二二号、第八八二三号
一発行者　松竹株式会社取締役社長大谷竹次郎、昭和十二年四月二十日
一発行日　昭和十二年四月二十日
一最終株主　岸本茂
(別紙)
目　錄
佳友通信工業株式会社株式五十株券二枚
但し
一株券額面　金二千五百円也
一株の拂込額　金十二円五十銭也
一記号番号　第三新丁第一七五八六号
発行者　佳友通信工業株式会社生産
責任者社長梶井剛
一発行日　昭和十九年七月一日
一最終株主　杉中道郎
一最終所持人　杉中一郎
昭和二十一年(ハ)第四八〇七号
愛知縣東春日井郡守山町大森　山田　円平
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
佳友通信工業株式会社株式
但し一株券二枚
一株券額面　各金二千五百円也
一株の拂込額　金十二円五十銭也
一記号番号　第三新丙第一八二一九九号、第三新丙第一八二九〇号
一発行者　佳友通信工業株式会社生産
一発行日　昭和十九年七月一日
一最終株主　山田円平
昭和二十二年(ハ)第三三四〇三号
東京都澁谷区幡谷笹塚町千百四十番地　辻弥伊蔵家督相続人　敏夫
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年九月二十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
株券目錄
関東配電株式会社株券
一、一株の拂込金額　金五十円也
二、株券の種類枚数記号番号　五十株券一枚、甲は第一八三二六号
三、株券発行者　関東配電株式会社
四、同発行年月日　昭和十七年四月一日
五、最終株主名義人　辻弥伊蔵
六、最終所持人　辻敏夫
昭和二十一年(ハ)第一四四一号
八十九番地　中立人　石渡恭太郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年五月二十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
株券目錄
日本曹達株式会社発行株式十株券一通
記号番号　第五新呂一六五〇一号
額面　金五百円也
一株の金額　五十円也(金額拂込済)
一最終の株主名義人　石渡恭太郎
大日本航空株式会社発行株式十株券二通
一記号番号　乙二五九二八号、二五九二九号
一額面　金五百円也
一株の金額　五十円也(但し一株に付金二十五円也拂込)
一最終の株主名義人　石渡恭太郎
昭和二十二年(ハ)第七五号
廣島縣佐伯郡平良村大字上平良八百八十五番地　中立人　柴野　ウラ
昭和二十一年(ハ)第三三八九号
長崎縣原郡次郎　中立人　深井幸次郎
昭和八年六月十五日
西宮市五林字御代開一三六番地　中立人　富田　みき
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年二月十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
株式会社日立製作所(イ)五十株券一枚
(ロ)十株券五枚
記号番号　(イ)一〇三〇三号、(ロ)自丙四一一五号至四一一九号、
記号番号　甲一四六〇二号、乙二一九
三四五号、一五四四六号、二二二四六〇号、一三八九七号
以上各一株の金額　金五十円
最終株主　柴野ウラ
昭和二十一年(ハ)第四三三八号
熊本縣天草郡楠宇土村一六三〇番地　中立人　植村　恒廣
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年四月九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
日東化学工業株式会社十株券二枚
株券額面　五百円也
記号番号　ろ九五二九号、ろ九五三〇号
最終株主　植村恒廣
昭和二十一年(ハ)第四五三三号
大阪市西成区姫松通一丁目十三番地　中立人　浜田甚兵衛
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
日本銀行記名出資証券十口券一枚
額面　ろ号金一千円也拂込済
一口の金額　金一百円也
記号番号　ろ号第六九五三号
発行日　昭和十七年八月一日
発行者　日本銀行
最終出資者　辻富之助
昭和二十二年(ハ)第一九二号
神戸市須磨区西垂水町二〇九五番地　中立人　岸本　茂
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
日本石油株式会社株式五十株券六枚
但し
一株券額面　金二千五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　以号戊自第一三九八一号至第一三九八六号
発行者　日本石油株式会社
発行日　昭和十七年九月十二日
最終株主　岸本茂
日本石油株式会社新株式五十株券四枚
但し
一株券額面　金二千五百円也
一株の拂込額　金十二円五十銭也
記号番号　仁号戊自第一三五八六号至第一三五八九号
発行者　日本石油株式会社
発行日　昭和十七年九月十二日
最終株主　岸本茂
昭和二十二年(ハ)第三三四号
神奈川縣茅ヶ崎町東海岸一万六十九番地　中立人　柴田　穣
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月二十八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄
(別紙)
目　錄
佳友通信工業株式会社株式五十株
但し五十株券二枚
一株券額面　金二千五百円也
一株の拂込額　金十二円五十銭也
記号番号　第三新丁第八四〇七号
発行者　佳友通信工業株式会社生産
責任者社長梶井剛
一発行日　昭和十九年七月一日
最終株主　柴田穣

官報 6546

（別紙）　目　錄
株式会社帝國銀行二十株券十四枚
一株の金額　金五十円
記号番号　は自八〇五号至八一八号
最終株主　濱田基兵衛
昭和二十一年(ハ)第四〇五〇号
富山縣富山市五番町七番地
申立人　石黒岩太郎
別紙目錄表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
日本銀行記名出資証券十口券八枚
一記番号　自ろ号一〇三三番至ろ号一〇四〇番　金八千円也拂込済
一額面　金百円也
一発行日　昭和十七年八月一日
一発行者　石黒岩太郎
一当初出資者　石黒岩太郎
一最終出資者　石黒岩太郎
昭和二十一年(ハ)第四六三〇号
足利市通三丁目三五二〇番地
申立人　川島定兵衛
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十二月十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一昭和電工株式会社株式十株券十枚、五十株券二枚
一株の金額　金五十円也
一株に付拂込金　十二円五十銭也
額面　十株券五百円也、五十株券二千五百円也
記号番号　十株券は申立人第一五四五ほ乙第三七八七号、同第三七八八号、五十株券は同第一五四五五号、同第三七八七号
株主名義人　川島定兵衛
一日本鉱業株式会社株式一株券七枚
額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也
記号番号　甲自第二四四三一二号、第二四四三一八号
発行日　昭和十四年三月三日
現在名義人　川島定兵衛
昭和二十一年(ハ)第四一五〇号
東京都渋谷区代々木大山町十三十
申立人　梅原　文雄
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三十日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　有價証券目錄
一、鐘淵紡績株式会社株券五十株一枚
（旧社名鐘淵工業株式会社）
株式の種類及数　額面金二千五百円
五十株券一枚（但し各株に付金五十円全額拂込済）
一株式の記号及番号　丙第一七七五四号
一最後の登録名義人　梅原文雄
一最後の所持人　梅原文雄
二、日本電氣株式会社五十株券二枚
（旧社名住友通信工業株式会社）
一株式の種類及数　額面金二千五百円
五十株券二枚（但し各株に付金五十円全額拂込済）
一株式の記号及番号　第一新丁第一一五号、同第一一六号
一最後の登録名義人　第一生命保險相互会社
一最後の所持人　梅原文雄
昭和二十一年(ハ)第二一四六号
東京都世田谷区代田一丁目七百六十八番地
申立人　川田　よね
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立により公示催告を爲した処昭和二十二年七月四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものなきを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十三年十月二日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
日本鋼管株式会社株式二千株
一株金額金五十円但全額拂込済額面金五百円
一記号及番号　戊第七二七一九号十株券一枚、無記号第一六〇四九号十株券一枚
一発行者　東京都日本橋区本町三丁目
九番地三
一最終の株式名義人　小足きと

一四号、同一三三一九号、同一三三一八号、人ろ三三九九号
一額面　金五百円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一最終の株主名義人　川田よね
昭和二十一年(ハ)第二四一九号
東京都渋谷区代々木大山町十四番地
申立人　幸敏人
別紙目錄表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年六月五日午前十時の期日迄に権利を届出て且右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月二日
東京地方裁判所民事部
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
株式会社日立製作所発行十株券二枚
一内訳　株式会社日立製作所
一株券、十株券、五十株券
発行者　株式会社日立製作所
額面　五十円、五百円、二千五百円
記号番号　第一七〇八一三三号、第一七〇八一四号
一最終株主名義人　幸西敏人
発行年月日　昭和十五年十二月二十六日
昭和二十一年(ハ)第四五四一号
名古屋市中区松枝町一丁目四番地
申立人　小足　良男
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月二日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
日本鋼管株式会社株式二千株
一株金額金五百円
一株金額金五十円但全額拂込済
一記号及番号　戊第七二七一九号十株券一枚、無記号第一六〇四九号十株券一枚
一発行者　東京都日本橋区本町三丁目九番地三
一最終の株式名義人　小足きと

昭和二十一年(ハ)第三〇三号
東京都千代田区神田松枝町十五番地
申立人　安倍　久蔵
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年九月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十一日
東京地方裁判所
判事　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一株式会社日立製作所株式一株券六枚
記号番号　丁自第一四四三三一三号至第一四四三三八号
額面金額　金五十円
一株の金額　金五十円
拂込みたる金額　全額拂込済
株式名義人　安倍久蔵
一株式会社日立製作所発行株式十株券一枚
記号番号　丙第一三一七五一一号
額面の金額　金五百円
一株の金額　金五十円
拂込みたる株金額　全額拂込済
株式名義人　安倍久蔵
昭和二十一年(ハ)第四五九三号
兵庫縣揖保郡揖西村土師八〇〇番
申立人　辻本　政春
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月五日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一日本発送電株式会社株券
種類及数　額面金二千五百円
五十株券一枚
記号番号　ヒ第一新丁第一一五号、同第一一六号
額面金額　全額拂込済
一株の金額　金五百円
拂込金額　全額拂込済
発行年月日　昭和十六年十一月十一日
名義人の住所氏名　兵庫縣揖保郡揖西村土師八〇〇番地辻本政春

昭和二十一年(ハ)第三五四号
東京都千代田区神田松枝町十五番地
申立人　安倍　久蔵
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年九月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十一日
東京地方裁判所
判事　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一日魯漁業株式会社株式十株券三枚
記号番号及発行当初の名義人並に発行年月日　ろ第〇二七一七号者村一三昭和八年十一月二十七日、戊第〇五三三七号小高繁造大正十一年三月二十六日、乙第二三五〇〇号上田辰巳昭和八年一月十二日
各額面金　五百円
一株の金額　五十円宛全額拂込済
株券発行者　日魯漁業株式会社
最終株主名義人及取得年月日　藤原弘昭和十四年四月十日
一日本石油株式会社株式十株券五枚
株券記番号　ハ号丙第二三六六五、ハ号丙第二八四二号、ハ号丙第二八四五七号、ハ号丙第二三六六五、ハ号丙第二八四五七号、ハ号丙第五七九四号
各額面金　五百円
一株の金額　五十円宛全額拂込済
株券発行者　日本石油株式会社社長
取締役内藤久寛
最終株主名義人　藤原弘
最終所持人　藤原弘
昭和二十一年(ハ)第三三一七号
浜松市野口町三十一番地
申立人　伊藤　一郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年七月三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月五日
東京地方裁判所
判事　佐野英雄

（別紙）　目　錄
株式会社日本勧業銀行株式十株券一枚
株券番号　ま丙二〇三二五号、ま丙二〇三二六号、ま丙二〇三二七号、ま丙二〇三二八号、ま丙二〇三二九号、ま丙二〇三二一〇号、ま丙二〇三二一一号、ま丙二〇三二一二号、ま丙二〇三二一三号、ま丙二〇三二一四号、ま丙二〇三二一五号、ま丙二〇三二一六号、ま丙二〇三二一七号、ま丙二〇三二一八号、ま丙二〇三二一九号、ま丙二〇三二二〇号、ま丙二〇三二二一号、ま丙二〇三二二二号、ま丙二〇三二二三号、ま丙二〇三二二四号
一株の金額　五十円
株券発行者　株式会社日本勧業銀行
額面　五百円
一発行年月日　昭和十六年十二月一日
一発行者　東京都日本橋区本町三丁目九番地三
一最終の株式名義人　小足きと

昭和二十一年(ハ)第四一二五号
東京都世田谷区代田一丁目七百六十八番地
申立人　川田　よね
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立により公示催告を爲した処昭和二十二年七月四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものなきを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十三年十月二日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
王子製紙株式会社発行株式十株券八通
一記号番号　富樺谷ろ二一〇四四号、丙子ろ自一〇二二一一号至一〇二二

番、十株券申波号自第一四八二五番至第一四八二八番、乙波号第五一七一番、自四六〇六番至四六〇四番、
一株券王波号第一四六五番
一株の金額　金五十円
一取得年月日　甲午年昭和十八年十二月二十三日、乙壬申昭和十九年六月一日
発行者　株式会社日本勧業銀行
一最終株主　伊藤米之助
昭和二十二年(ハ)六四号
姫路市白國町一二二番地、今井　譲吉
虎雄方　申立人　今井　譲吉
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月五日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一東京急行電鉄株式会社（旧小田急電鉄株式会社）十株券二枚
株券記号番号　合甘四四四五、同四四六五、同四四
株券額面　金五百円也
一株の金額　金五十円也
拂込金額　一株に付き金二十五円
株券発行年月日　昭和十六年四月五日
発行人　小田急電鉄株式会社取締役
社長利光鶴松
最終株主　今井譲吉
一東京瓦斯株式会社株式三枚
株券額面　金五百円也
株券記号番号　自波乙四三五至波乙四三七
拂込金額　一株に付き二十五円也
一株の金額　金五十円也
株券発行年月日　昭和八年四月二十日
発行人　東京瓦斯株式会社取締役
社長井坂孝
一王子製紙株式会社二十株券一枚
株券記号番号　ろ瓦併ろ一六〇四
株券額面　金五百円也
拂込金額　一株に付き金五十円
一株の金額　金五十円也
株券発行年月日　大正十四年五月十一日

発行人　王子製紙株式会社取締役社
長藤原銀次郎
当初株主　有終会
最終株主　今井譲吉
一日本発送電株式会社社券
種類、枚数　（イ）十株券三枚（ロ）一
株券五枚
記号番号　（イ）自い乙第一〇七四二
二号至同第一〇七四二四号（ロ）自
い甲第七五五六八号至同第七五五
七二号
額面金額　（イ）各金五百円也（ロ）各金
五十円也
拂込金額　（イ）（ロ）全額拂込済
株券発行年月日　昭和十四年七月一
日
発行人　日本発送電株式会社
最終株主　今井譲吉
昭和二十年(ハ)第六一七号
横浜市神奈川区六角橋町百十番地
申立人　田中桑造
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年五月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月五日
東京地方裁判所
判事　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一新日本興業株式会社株式百株券一枚
額面　金五千円也
記号番号　C三二六
一株に付拂込　金五十円也
発行者　新日本興業株式会社取締役
社長小野田陽治
最終株主　山田陽治
昭和二十一年(ハ)第四六二九号
福島縣安達郡熱海町百三番地
申立人　富田千代子
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月五日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
三井物産株式会社株式十株券五枚
株券番号　戊第一六〇一八号、戊第二五五四号、戊第二五五五号、戊第二五五六号、戊第二五五七号
日本化学工業株式会社株式五十株券二枚
株券番号　戊は八六号、戊は三七四号
株式会社安田銀行株式十株券二十枚
株券番号　ま丙二〇三二五号、ま丙二〇三二六号、ま丙二〇三二七号、ま丙二〇三二八号、ま丙二〇三二九号、ま丙二〇三二一〇号、ま丙二〇三二一一号、ま丙二〇三二一二号、ま丙二〇三二一三号、ま丙二〇三二一四号、ま丙二〇三二一五号、ま丙二〇三二一六号、ま丙二〇三二一七号、ま丙二〇三二一八号、ま丙二〇三二一九号、ま丙二〇三二二〇号、ま丙二〇三二二一号、ま丙二〇三二二二号、ま丙二〇三二二三号、ま丙二〇三二二四号
一株の金額　五十円
株券発行者　株式会社安田銀行
額面　五百円
一発行年月日　昭和十六年十二月一日
一発行者　東京都日本橋区本町三丁目九番地三
一最終の株式名義人　小足きと

昭和二十一年(ハ)第四五一五号
東京都中野区大井原町五三五六番地
申立人　谷村德次郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月五日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一、岩城硝子株式会社株式十株券三枚
一記号番号　ろ第十号、ろ自第七四号
至第七五号
額面金額　金五百円也
一株の金額　金五十円也全額拂込
一最終株主名義人　谷村德次郎

発行者　松竹株式会社取締役社長大
谷竹次郎
最終名義人　松本いつ
一政府保証東京交通債券第一回額面四
千八百円也
但し
一千円券　は自第一六九二二号至第
一六九二五号
百円券　は自第三三四五一号至第三
二四五八号
発行者　帝都高速度交通営團
所有者　松本元
昭和二十一年(ハ)第四六三三号
東京都豊島区椎名町五丁目二一四
一番地　加藤　良衛
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月五日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一安田火災海上保險株式会社株式十株券四枚、十株券一枚
但額面　十株券一枚に付金五百円、
一株券　一枚に付金十二円五十銭拂込済
有各一株に付金十二円五十銭拂込済
記号番号　十株券—丙い自第五〇〇
五三三号至五三三号、一株券—丁い第
五三三号、同第五三四号
最終株主名義人　加藤良衛
昭和二十一年(ハ)第八四号
東京都品川区大井原町五三五六番地
申立人　谷村德次郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月五日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
株式会社日本勧業銀行株式一万五十株券申ま号第一
一株券記号番号　ま第一二四七番、十株券年ま波号第三二七八

官報 6546

二、同上株式二株券四十五枚
一記号番号　自第一号至第三〇号、同自第三六号至第四五号、同自第七九号至第八三号
一額面金額　金五十円也
一株の金額　金五十円也全額拂込
一最終株主名義人　谷村藤次郎
昭和二十二年(〇)第二七九号
兵庫縣魚崎町横屋宮本五三九番地
申立人　奥村　久子
所は公示催告をしたが昭和二十三年八月二十七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年八月二十七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年八月三十日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
日本窯素肥料株式会社株式十株券二百五十枚
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　れ自一一〇九四至一一一五、れ自一一一七至一一一六六、れ自一一一八三七、れ自一一一九三至一一二〇、れ自一一一九九四至一一二〇九三、れ自一一二〇六四至一一二〇六六、れ自一一二〇九三、れ自一一一七一三、れ自一一一九一四至一一九二〇〇、れ自一一一七一四、れ自一一一八四三至一一一八九二、れ自一一一七三三至一一一七三五、れ自一一一七八四至一一一七九三
一発行者　日本窯素肥料株式会社取締役社長野口進
一発行日　昭和十二年九月十日
日本窯素肥料株式会社株式十株券四十枚
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　ね三三四六二、ね三三四六六、ね自三三三八一至三三三八五、ね自三三三八八至三三四〇〇、ね一九九二、ね自三三五七六至三三五八〇、ね三三七六二、ね三三七九三、ね一九九〇、ね三三七六六、ね三三四一二一二、ね三三九八、ね三四二二一、ね三四二四六、ね三三八七六、ね二三八八五、ね二三八八六、ね二四〇六九、ね二四一二六、ね二四三九七、ね二四七二〇、ね一一三七、ね一五八七九
一発行者　日本窯素肥料株式会社専務取締役野口進
一発行日　昭和六年十二月二十日
日本窯素肥料株式会社株式五十株券十六枚
一株券額面　金二千五百円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　う三一三一、う三一三二、う三一三七、う三一四三、う三一六三、う三一五二、う三一八三〇二、う三三二八、う三三三三、う三三四七、う三三五一、う三三四四、う三三九二、う三三四六四二
一発行者　日本窯素肥料株式会社専務取締役野口進
一発行日　昭和六年十一月二十日
日本窯素肥料株式会社株式五十株券四枚
一株券額面　金二千五百円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　ぬ自一一八七至一一九〇
一発行者　日本窯素肥料株式会社専務取締役野口進
一発行日　昭和二年十二月二十日
日本窯素肥料株式会社株式百株券一枚
一株券額面　金五千円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　と六二三
一発行者　日本窯素肥料株式会社専務取締役野口進
一発行日　昭和六年十二月二十日
以上最終株主　奥村久子
昭和二十二年(〇)第二八五号
兵庫縣武庫郡本庄村深江一三三
申立人　鴻村　千榮
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年八月二十七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年八月二十七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年八月三十日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
住友電氣工業株式会社株式百九十六株
一株券額面　金五百円也(十株券)、金二百五十円也(五株券)、金五十円也(一株券)
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　は丁自一九〇七九至一九〇八七、は丁自一一二八〇、に戊三八三、に丁自一五六三至一五六八、に丁自一一二八〇、に戊三八三
一発行者　住友電氣工業株式会社取締役会長小倉正恒但は丁自一九〇七九至一九〇八一は住友電氣工業株式会社取締役会長古田俊之助
木津川土地運河株式会社株式十株券二枚
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金二十五円也
一記号番号　乙九六二五、九八七五
一発行者　木津川土地運河株式会社
最終株主　鴻村千榮
昭和二十二年(〇)第二八三号
大阪市住吉区帝塚山中二丁目六十二番地　矢憂菁兵衛
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年八月二十七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年八月二十七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年八月三十日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
泉尾土地株式会社株式百株券三枚
一株券額面　金二千円也
一株の拂込額　金二十円也
一記号番号　戊自三四七至三四九
一発行者　泉尾土地株式会社
最終株主　矢邊清治郎
昭和二十二年(〇)第三〇〇号
石川縣江沼郡瀬越村　申立人　大家　紹嘉
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年八月二十七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年八月二十七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年八月三十日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
大和紡績株式会社株式(1)五十株券一枚
(2)十株券二枚
一株券額面　(1)金二千五百円也(2)金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　(1)い甲三六一〇、(2)い乙一八三五〇、一一五〇五
一発行者　大和紡績株式会社
最終株主　隅田亀太

一発行日　昭和十二年九月十五日(は号)、昭和十八年十五年二月二十日(に号)、昭和十八年六月二十八日(は丁自一九〇七九至一九〇八一)
一最終株主　大家雅嘉親権者大家きみ
昭和二十二年(〇)第二九二号
豊中市大字走井三八五番地の一
申立人　前田又左衛門
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年九月二日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年九月二日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年九月二日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
オーエス映画劇場株式会社株式十株券一枚
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　甲六〇九〇
一発行者　オーエス映画劇場株式会社取締役社長寺本熊俊
一発行日　昭和二十二年二月一日
一最終株主　前田又左衛門
昭和二十二年(〇)第二九八号
廣島縣山縣郡大朝町　申立人　隅田　亀太
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年九月二日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年九月二日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年九月二日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
大和紡績株式会社株式(1)五十株券一枚
(2)十株券二枚
一株券額面　(1)金二千五百円也(2)金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　(1)い甲三六一〇、(2)い乙一八三五〇、一一五〇五
一発行者　大和紡績株式会社
最終株主　隅田亀太

定価　一ヶ月　百五十円　送料　実費
(業者料　本紙　八ポイント　一行　十七字詰　百八十円
一般広告　八ポイント　一行　十四字詰)
発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷局
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇　図書課

し、もつて日本国永遠の理想を達成

定時株主総会招集公告
来たる十一月三十日午前十時東京都豊島区高田南町三丁目七二四番地当会社本店において第三十九回定時株主総会を開き左記事項を附議いたしますから御出席下さい。右定款第十五條の規定によつて御通知に代え公告いたします。
昭和二十三年十一月八日
東京都豊島区高田南町三丁目七二四番地　大正製薬株式会社
取締役社長　上原　正吉
株主各位
会議の目的事項
一、昭和二十三年上半期の事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の承認及び利益金処分の件
以上
特殊清算事務終了公告(第二号)
左記閉鎖機関の特殊清算事務は終了したので、閉鎖機関令第十九條の三三の規定により公告致します。右につき異議のある向はこの公告の日から一箇月以内に事由を附して大蔵大臣に御申し出で下さい。同期間中は決算報告書、帳簿並びに営業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を東京都千代田区丸ノ内一丁目二番地の当委員会事務所で利害関係人の閲覧に供します。
昭和二十三年十一月八日
閉鎖機関整理委員会
委員長　小林正一郎
記
日本電氣鍍材料工業会、全國セメント瓦工業協議会、日本鑄鉄管工業会、名古屋海運貨物仲立業組合、千葉縣土木建築職別工業統制組合協議会、三重縣土建職別工業統制組合連合会、鳥取縣土建工業組合協議会、熊本縣土木建築職種別統制組合連合会、全國洋傘元卸商業組合、日本煙草大豆配給統制組合、日本土木機械工業統制組合、日本セメント瓦工業組合連合会、全國家具統制組合、社團法人全國木製品協会

官報　654616　号外　本文

物価号外

特 65416 号 物価号外

官報

國会

◎**國会開会式**　第三回國会の開会式は、十一月八日、天皇陛下の臨幸を仰いで参議院議場において行われた。

衆議院議長は、左の式辞を述べた。

親しく、天皇陛下の臨幸を仰ぎ、本日ここに第三回國会の開会式を挙げるにあたり、衆議院および参議院を代表して、所信を表明いたします。

かえりみれば、戦後深刻な危機に見まわれたわが國の経済は、今日に至つてようやく復興のきざしをみせ、ともすれば動揺しがちであつた國民思想も、次第に安定をとりもどし、新しい憲法の精神もまた、深く國民生活にその根をおろそうとしていることは、わたくしどものかぎりない喜びとするところであります。しかしながら、そのことは単にわが國の再建がその緒についたというにすぎないのであつて、われわれの前途には、なお容易ならぬ困難が横たわつているのであります。したがつて、われわれが、眞に光栄ある復興の日を迎えるには、さらにうむことのない永い努力を必要といたします。

されば、國民はおのおのの立場を忠実に反省し、その責務を正しく自覚して、日本再復興の大業にまい進されることを望んでやみません。

ここに、國会は、國民の委託にそい、最善をつくしてその使命を完うし、もつて日本国永遠の理想を達成しようとするものであります。

次に、左の　勅語を賜わつた。

本日、第三回國会の開会式において、全國民を代表する諸君と親しく一堂に会することは、わたくしの深く喜びとするところであります。

連合國の好意と援助を受けて、國民が、苦難に屈せず、努力を続けて来たために、今日、わが國には、ようやく復興のきざしが見え、國民生活が、物心両面において、安定に近づく希望も持てるようになつてきたことは、諸君とともに、まことに喜びに堪えません。しかし、わが國が、眞に、文化國家としての実質を備え、國際社会の一員として復帰し、全世界の信頼をうるのには、今後もなお、たゆみない努力が必要であると思います。

この時に当り、わたくしは、國会が國権の最高機関としての使命を、眞に、遺憾なく果すことを望んでやみません。また、國民が互に励まし、互に戒め、平和國家の実現に向つて進むことを、切に望みます。

印刷局